

新型コロナ禍での 2021 年度予算編成

厳しい見通しの財政収支、大型ハコモノはきっぱり中止を！

10月15日、熊本市の「2021年度予算編成方針」が公表されました

2021年度は14億円の歳入不足 8年間で90億円の収支不足を予想

2021年度予算編成方針では、新型コロナ感染症の影響で市税収入が大幅に減少、一方でコロナ関連対策経費の増大が想定され、財政収支は想定以上に厳しくなる可能性があるとし、単年度14億円の収支不足と見込んでいます。

さらに「新型コロナ感染症による財政影響試算」では、2019～2026年度の8年間で90億円の収支不足が発生する試算です。

収支不足解消のため、容赦ない予算削減

年度	経常的経費	政策的経費	削減額
2016	▲5%	▲7%	10億円
2017	▲15%	▲15%	算定なし
2018	▲3%	▲7%	6億円
2019	(なし)	▲5%	4億円
2020	(なし)	▲5%	4億円
2021	(なし)	▲20%	14億円

収支不足解消のため、これまでも毎年経費削減が行われてきましたが、2021年度は熊本地震以来最大の削減率です。

*2017年度は熊本地震翌年で削減額は算定されていない。

増える借入れと、借金の返済

歳入で突出して増えている「臨時財政対策債」の借入れ、歳出では借金払いの「公債費」です。借金が増え、その返済が財政を圧迫、今後の過大な投資は見合わせるべきです。

民間活力の推進、サービス切捨てに

収支改善に向け、更なる民間活力の活用・税の徴収強化などがかかっていますが、厳しい予算の縮減で市民サービスが犠牲となっていくことも予想されます。

ハコモノのムダづかい、きっぱり中止を

熊本地震では、熊本城ホール整備を復興計画に位置付け、最優先ですすめてきました。しかし、新型コロナという先行き不透明な未曾有の危機に直面する今、大型ハコモノ優先はきっぱりやめて、医療・福祉・教育・生業の再生など、市民の暮らしに密着した分野への重点的な予算配分が必要です。

市庁舎建替えなど、不要不急の大型ハコモノは見直すべきです。

予算編方針に示された予算フレーム

2021年度 (項目)	一般会計予算フレーム (億円)		
	2021年度 フレーム	2020年度 当初予算	差引
<歳入>			
市税	1157	1178	-21
地方交付税等	593	695	-102
臨時財政対策債	333	173	160
国県支出金	1077	1058	19
市債	280	280	0
その他	281	267	14
合計	3721	3651	70
<歳出>			
人件費	809	799	10
扶助費	1044	1023	21
公債費	338	302	36
指定経費	134	135	-1
その他の経常的経費	61	64	-3
投資的経費	521	531	-10
他会計繰出金	375	381	-6
復旧・復興経費	8	19	-11
コロナ対応経費	39	0	39
重点課題対応経費	5	0	5
指定経費	255	257	-2
その他の政策的経費	146	140	6
合計	3735	3651	84
歳入歳出の差	-14	0	

(わかりにくい点は、遠慮なくお尋ねください)

日本共産党 市議会だより

熊本市中央区手取本町1-1 3階
発行：日本共産党熊本市議団
上野みえこ なすまどか

NO. 1208
2020年10月25日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

HP：共産党 熊本市議団



検索



職員配置の拡充で、行政サービス向上へ

日本共産党市議会だより 2020年10月25日号 (No.1208)

複雑な事情を抱えた世帯が増える中、生活保護のケースワーカーの適正配置は急務 100世帯近いケースを抱えて、丁寧な対応はできません

格差と貧困の広がりの中、複雑な社会情勢を反映して、対応の難しいケースが増えています。困窮した世帯が、さまざまな困難を乗り越え、安心して生活できるようにするためには、担当するケースワーカーの丁寧な対応が必要です。

社会福祉法では、生活保護ケースワーカーの適正数は、1人のケースワーカーの担当数が80世帯と定められています。

しかし熊本市では、実際に100世帯近いケースを抱え、担当世帯に丁寧にかかわることができない状況があります。

区ごとのケースワーカー配置状況

区	保護世帯数	適正数	実際の配置	充足率	平均担当数
中央区	4,131	51	44	85.2	94
東区	2,809	35	34	96.8	83
西区	1,753	22	20	91.3	88
南区	1,261	16	13	82.5	97
北区	1,978	25	20	80.9	99
全体	11,932	149	131	87.8	91

* 適正数は、一人のケースワーカーあたりの担当世帯が80世帯



直ちに充足率を100%に

過去5年間、充足率は87.2~90.3%で、ケースワーカーの配置状況は改善されていません。適切な業務を実施するためにも、法に定められた充足率を直ちに達成すべきです。

【配置率の年次推移】

2016年度	87.7%
2017年度	90.3%
2018年度	87.2%
2019年度	88.2%
2020年度	87.8%

人間らしく働けるルールづくりは「公の職場」から 公務労働は、「正規職員」を基本に 常勤職員中心が公務運営の原則

市の「常勤職員」は6割を切り、約4割が非正規職員です。

以前、嘱託や臨時と呼ばれた非正規職員は、現在「会計年度任用職員」へと移行し、部分的には処遇が改善されましたが、非正規化を追認・固定化し、「任期の定めのない常勤職員を中心とする公務運営の原則」が崩されています。住民のいのち・暮らしを守る地方自治の担い手が地方公務員です。

専門分野でも非正規職員という現状は改善を

専門的な分野にも非正規雇用があります。正規職員と同じ業務にあたる保育士・教職員・看護師・学校給食調理員などは、直ちに正規職員にすべきです。

学校図書司書補助員・育成クラブ指導員などは、全員が非正規ですが、専門性や責任を踏まえるならば、正規雇用にすべきです。

雇用形態別の職員の状況

(雇用形態)	(人数)	(割合)
常勤職員	6,227	59.2
再任用	604	5.8
会計年度任用職員	3,620	34.4
特別職非常勤	61	0.6
合計	10,512	100

公務運営・公務労働のあり方を歪める「会計年度任用職員」をあたり前とせず、公務労働は「正規職員」を基本とすべきです。

【専門的な分野の非正規】

保育士 304人
教職員 261人
看護師 25人
学校給食調理員 58人
学校図書司書補助員 72人
育成クラブ指導員 503人
など

